

動薬協会発236号
平成27年3月25日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井邦顕
(公印省略)

豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長等より通知がありましたのでお知らせします。



26消安第6490号
平成27年3月23日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

豚流行性下痢（P E D）ワクチンについては、「豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給に係る協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、その円滑な供給に御尽力いただいたところです。

今年度のワクチン供給については、ワクチンの製造メーカーの協力により、当初予定した300万回分を大きく上回る約350万回分の供給が可能な状況です。また、来年度についても順次出荷が見込まれており、今後も供給が十分確保できるものと考えております。これまでP E Dワクチンの円滑な供給に向けて、関係者の皆様から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このような状況を踏まえ、協力体制通知により実施してきた体制は本年3月末日をもって見直し、協力体制通知の記の2及び3の取組は終了することとしますので、関係者に周知願います。

なお、引き続き、飼養衛生管理の徹底、ワクチンの適切な使用等を御指導いただくとともに、今後、ワクチンの需給が再びひっ迫する状況が生じることが見込まれる場合には、再度御協力をお願いすることを検討しますので、あらかじめ御承知願います。



写

26消安第6490号
平成27年3月23日

各都道府県動物衛生主管部長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

豚流行性下痢（P E D）ワクチンについては、「豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給に係る協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、その円滑な供給に御尽力いただきてきたところです。

今年度のワクチン供給については、ワクチンの製造メーカーの協力により、当初予定した300万回分を大きく上回る約350万回分の供給が可能な状況です。また、来年度についても順次出荷が見込まれており、今後も供給が十分確保できるものと考えております。これまでP E Dワクチンの円滑な供給に向けて、関係者の皆様から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このような状況を踏まえ、協力体制通知により実施してきた体制は本年3月末日をもって見直し、協力体制通知の記の2及び3の取組は終了することとしますので、関係者に周知願います。

なお、引き続き、飼養衛生管理の徹底、ワクチンの適切な使用等を御指導いただくとともに、今後、ワクチンの需給が再びひっ迫する状況が生じることが見込まれる場合には、再度御協力をお願いすることを検討しますので、あらかじめ御承知願います。

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人日本S P F豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会

写

26消安第3736号
平成26年10月28日

各都道府県動物衛生主管部長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長
動物衛生課長

豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

豚流行性下痢（P E D）のワクチンについては、「豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について」（平成26年5月1日付け26消安第588号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、円滑な供給に御尽力いただいているところです。

ワクチン供給については、本年度の第3四半期までに約290万回分の出荷予定であり、第4四半期も安定的な供給が見込まれています。

これを踏まえ、協力体制通知を見直し、月ごとの需要に応じた供給に係る枠組みは維持しつつ、販売事業者がワクチンの販売に当たって都道府県に対する確認を行う手順を廃止することとし、下記の1から3までの協力体制としますので、御協力願います。

なお、今後、ワクチンの需給が再びひつ迫する状況が生じることが見込まれる場合は、協力体制通知による枠組みを再度実施することも検討しますので、あらかじめ御承知願います。

また、本通知の施行に伴い、協力体制通知は廃止することとしますので、併せて通知します。

記

1. 都道府県は、都道府県におけるワクチンの1か月ごとの需要見込量を把握し、これを販売事業者に情報提供すること。また、養豚農家に対して、各自の需要見込量の範囲で発注するよう周知すること。
2. 獣医師は、各養豚農家から情報提供されるワクチンの1か月ごとの需要見込量を超えない範囲でワクチンに係る指示書の交付を行うこと。さらに、養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用すること及び接種適期を確認した上で正しく使用することを指導すること。
3. 販売事業者は、獣医師又は農家から注文を受けた際は、1か月ごとの需要見込量を超えない範囲で販売すること。

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人日本S P F豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会

事務連絡
平成27年3月23日

各都道府県動物衛生主管課長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐

豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直し後の対応について

豚流行性下痢（P E D）ワクチンの供給については、「豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」（平成27年3月23日付け26消安第6490号消費・安全局畜水産安全管理課長通知）をもって、これまでの体制を見直したところです。今後の基本的な対応については、下記のとおりとしますので、御協力願います。

記

1. 都道府県

都道府県が把握している養豚農家の需要見込量を基に、都道府県内の1か月ごとの需要見込量（各月中に1回目のワクチン接種を行う妊娠豚の頭数の2倍。以下単に「需要見込量」という。）を把握し、農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告することについては変更がないので、引き続き対応すること。

2. 製造メーカー

各月の全国単位での受注量及び出荷量について、翌月の上旬までに農林水産省畜水産安全管理課に報告すること。

3. 獣医師

- (1) 養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう指導すること。
- (2) 養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行うこと。また、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記すること。
- (3) 養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文すること。

4. 養豚農家

- (1) 獣医師の指導に従い、接種適期を確認した上で正しくワクチンを使用すること。
- (2) 獣医師に対し指示書の交付等を依頼する際は、需要見込量を情報提供すること。

【問い合わせ先】

畜水産安全管理課薬事監視班 小牟田、金子
(内線) 4531 (直通) 03-3502-8701
yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人日本S P F豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会

事務連絡
平成26年10月28日

各都道府県動物衛生主管課長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐
動物衛生課保健衛生班課長補佐

豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しを踏まえた協力依頼について

豚流行性下痢（P E D）ワクチンの供給については、「豚流行性下痢（P E D）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長、動物衛生課長通知）をもって、これまでの体制を見直したところです。今後の基本的な対応については、下記のとおりとしますので、御協力願います。

記

1. 都道府県

(1) 都道府県が把握している養豚農家の需要見込量を基に、都道府県内の1か月ごとの需要見込量（各月中に1回目のワクチン接種を行う妊娠豚の頭数の2倍。以下単に「需要見込量」という。）を計算し、販売事業者に速やかに情報提供すること。その際、販売事業者に対して、養豚農家等へ未販売のワクチン（以下「在庫」という。）がある場合は、その量を差し引いた数量を製造メーカーに注文するよう依頼すること。また、養豚農家に対して、各農家の需要見込量の範囲で販売事業者に発注するよう周知すること。

なお、当初把握していた需要見込量の範囲内で調整することが困難な場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課に速やかに連絡すること。

(2) 販売事業者のうちの幹事社に対して、別添様式により取りまとめるよう連絡するとともに、報告された販売実績を農林水産省畜水産安全管理課に翌月の第2週の金曜日までに報告すること。

2. 販売事業者

- (1) 1の(1)により都道府県から情報提供される需要見込量を参考に、1か月ごとの販売予定数量を決定し、その範囲内で製造メーカーに注文すること。ただし、在庫がある場合は、販売予定数量からその量を差し引いた数量とすること。
- (2) 製造メーカーに注文する際は、「需要見込量の該当月」及び「注文数量の都道府県ごとの内訳」を明らかにすること。
- (3) 翌月分の注文は、ワクチンの輸送や販売に要する日数を考慮して、当月の合理的な時期に開始すること。

- (4) ワクチンの注文を受けた際は、需要見込量を超えない範囲で販売すること。
- (5) 都道府県の幹事社にあっては、各月の販売実績を別添様式にて取りまとめ、翌月の上旬までに都道府県に報告すること。

3. 製造メーカー

- (1) 販売事業者から注文を受けてワクチンの販売を行う際は、農林水産省が提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に、販売事業者に販売すること。
- (2) 各月の出荷量について、翌月の上旬までに農林水産省畜水産安全管理課に報告すること。

4. 獣医師

- (1) 養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの購入が困難な場合は、他の製品の使用を指導し、これまで養豚農家が使用していたワクチンなどを参考にした上で指示すること。
- (2) 養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう指導すること。
- (3) 養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行うこと。また、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記すること。
- (4) 養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文すること。また、注文時には、販売事業者に対して、ワクチンを利用する販売先養豚農家ごとの接種対象妊娠頭数及び接種予定日を情報提供すること。

5. 養豚農家

- (1) 獣医師の指導に従い、接種適期を確認した上で正しくワクチンを使用すること。
- (2) 既に購入したワクチンがある場合には、当該ワクチンを先に使用すること。
- (3) 獣医師に対し指示書の交付等を依頼する際は、需要見込量を情報提供すること。

【問い合わせ先】

- ・記の1について
動物衛生課家畜防疫対策室保健衛生班 星野
(内線) 4582 (直通) 03-3502-8292
- ・記の2から5までについて
畜水産安全管理課薬事監視班 小牟田、金子
(内線) 4531 (直通) 03-3502-8701
yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人日本S P F豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会